

# 環境基本条例の見直しについて

- 環境基本条例の概要と構成
- 過去の条例改正の経緯
- 条例の運用状況及び実施効果について
- 前回の審議会におけるご意見について
- 今後のスケジュール

# 1 環境基本条例の概要と構成

## 環境基本条例の概要

条例の目的	環境の保全及び創造についての基本理念、市民・事業者・市の責務、施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保に寄与すること（第1条）
制定の根拠	環境基本法第七条及び第三十六条に基づき、本市の環境特性を踏まえた環境基本条例を平成8年に制定
見直し根拠	環境基本条例第25条 〔平成23年4月改正時に、「平成23年4月1日後6年以内及び以後5年以内ごとの見直し」を規定 平成23年(2011年)4月 → 平成28年(2016年)4月 → 令和3年(2021年)4月 → <u>令和6～7年度見直し</u> 〕

## 環境基本条例の構成

### 第1章 総則

目的、他の条例との整合、定義、基本理念、市民・事業者・市の責務（第1～7条）

### 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

施策の基本方針（第8条）

- 1) 自然環境に配慮し、人と自然が安心・安全で豊かに共生する環境を保全・創出する。
- 2) 大気・水・土壌等を良好に保ち、人の健康と生活環境を保全する。
- 3) 資源の循環利用やエネルギーの有効利用、廃棄物削減を推進し、環境負荷の少ない循環型社会の構築と脱炭素社会への移行を進める。

### 第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

環境基本計画、環境への配慮等、年次報告、総合調整等、規制の措置、施設整備等の推進、水環境の保全等、水循環の健全化等、気候変動への対応、教育及び学習の振興等、市民等の自発的な活動の促進、情報の提供、調査の実施等、市民等の意見の反映、財政上の措置（第9～23条）

### 第4章 環境審議会

環境審議会の設置等（第24条）

### 第5章 雑則

条例の見直し（第25条）

# 2 過去の条例改正の経緯

## (1) 平成23年4月の主な改正内容

### ①前文の見直し

- ア 本市の概要に関する文章を追加
- イ 環境問題の多様化に伴い内容を整理
- ウ 「市民、事業者、市の協働」についての記述を追加

### ②第2条の追加

「基本事項を定める他の条例との整合」について規定

### ③第8条（旧第7条）の見直し

「基本方針」について「自然環境の保全と創出」を第2号から第1号へ変更

### ④第15条の追加

「水環境の保全等」について規定

### ⑤第24条（旧第20条）の見直し

- ア 環境審議会の性格（条例設置の附属機関であること）を明記
- イ 多岐に亘る環境課題を審議するため、環境審議会委員定数を増とするとともに部会及び専門委員の設置を規定

## (2) 平成28年4月の主な改正内容

### ①第16条（旧第15条の2）（水循環の健全化）の追加

- ア 平成26年(2014年)に水循環基本法が施行（地方公共団体の責務が規定）
- イ 本市の水循環に関する視点として、「健全な水循環の維持又は回復に資する取り組み」について規定

### ②第18条（旧第16条）関係（教育及び学習の振興等）

- ア 環境教育・環境学習の振興について、普及啓発、人材育成及び連携・協働の拡充を位置付け
- イ 努力義務規定から義務規定に改正

## 2 過去の条例改正の経緯

### (3) 令和3年4月（前回見直し）の主な改正内容

#### ①前文の見直し

「気候変動」、「海洋汚染」など現在の環境課題と、「深刻化」など状況に関する内容を整理

#### ②第4条の見直し

前文に合わせて表現を整理

#### ③第8条（3）の見直し

脱炭素社会への移行を進めるため、「低炭素社会の構築」を削除し「脱炭素社会への移行」を明記

#### ④第14条関係（施設整備等の推進）

- ア 「廃棄物の処理施設及び公園、緑地等」という文言について、施設整備においては廃棄物処理施設以外にも道路や港湾施設などが考えられることから、「その他の公共施設」を追記
- イ 施設整備の目的（良好な環境の保全・創造による快適な市民生活の保持）を明記するとともに、整備だけでなく維持管理や運営管理（利活用）を含む表現に整理

#### ⑤第17条（気候変動への適応）の追加

- ア 平成30年(2018年)に気候変動適応法が施行
- イ 地球温暖化及び気候変動への対応が環境政策の大きな柱である現状を踏まえ、「気候変動へ対応する措置を規定」

# 3 条例の運用状況及び実施効果について

見直しにあたり、条例の運用状況及び実施効果を勘案し、第1条（条例の目的）の達成状況を確認しました。

⇒ **参考資料「環境基本条例の運用状況・実施効果」をご覧ください。**

- ✓ 第2章第8条「環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施」については、環境基本計画をはじめ、分野別計画や関連計画に位置付けた各種施策を実施・推進
- ✓ 第3章「環境の保全及び創造に関する施策等」については、各種施策を実施するとともに、第11条「年次報告」に基づき、毎年度、環境基本計画の進捗状況を取りまとめた年次報告書を作成・公表
- ✓ 第4章第22条「環境審議会」については、適切な審議会運営の推進

▼  
条例の運用状況や実施効果については**概ね良好**  
▼

条例に規定した施策等はいずれも概ね良好に運用されていることから、条例の目的である「現在および将来の市民の安全かつ健康で文化的な生活の確保」の達成に寄与していると考えられます。

環境の保全及び創造に関する施策として、環境基本計画をはじめ分野別計画や関連計画に位置付けた各種施策を引き続き推進することで、現在および将来の市民が持続的に環境の恵みを楽しむ横須賀の実現が図られています。

# 4 前回の審議会におけるご意見について

## ・ご意見【高梨委員】

生物多様性保全について、まずは環境基本条例の中でどう取り扱うかということをも十分検討する必要がある。生物多様性対策について国際的な議論などが活発になってきて方向性が見えてきたのはつい最近である。非常に流動的であるがゆえに、きちんと現状と将来を評価して、条例の中でどのように取り扱うかを考えなくてはならないのではないかと。

### ①国内外の動向（前回見直し以降）

- ・生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)「昆明・モントリオール生物多様性枠組」採択（令和4年）
- ・「生物多様性国家戦略2023-2030」閣議決定（令和5年）

### ②本市の状況

#### ア) 条例

- ・環境基本条例の運用状況及び実施効果は概ね良好
- ・みどりの基本条例第4条（基本理念）
- ・みどりの基本条例における生物多様性の考え方について、部会にて審議中

#### みどりの基本条例第4条（基本理念）

(2) みどりは、多様な生物が生息し、生育し、及び繁殖する場所であることに配慮すること。

#### イ) 計画

- ・横須賀市環境基本計画2030 基本目標1 施策の柱3「生物多様性の保全・再生と活用」
- ・横須賀しみどりの基本計画 改定中

#### ウ) 施策

- ・里山的環境保全・活用事業、30by30アライアンス参加、自然共生サイト認定取得(野比かがみ田緑地)等

生物多様性については、現行条例や互いに整合を図ることとしているみどりの基本条例に基づき、環境基本計画2030の「施策の柱」の一つとして設定しています。

条例の運用状況は概ね良好であること、計画に位置付けた施策の方向性や取組に基づき生物多様性保全が図られていることから、引き続き計画において対応していきたいと考えています。

# 5 今後のスケジュール

## 本日まで審議いただきたいこと

- 条例の見直しにあたり、検討すべき事項はあるか
- 条例の運用上の課題や反映すべき事項はあるか

R6年度	R7年度								
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
審議 (本日)		審議 (素案)			審議 (案)		 パブリック・ コメント手続		答申

環境基本条例の運用状況・実施効果

参考資料

環境基本条例(抄)		運用状況	実施効果
第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針	第8条 市は、基本理念に基づき、次の各号に掲げる事項を基本として環境の保全及び創造に関する施策を策定及び実施するものとする。 (1) 丘陵地及び斜面地の緑、自然海岸、自然島等の自然の豊かさ並びにがけ地、活断層等の自然の厳しさが共存する本市の自然環境に配慮して、人と自然が安全で安心して豊かに共生する環境を保全し、及び創出すること。 (2) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。 (3) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量化等の推進を図り、環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、及び脱炭素社会への移行を進めること。	●「横須賀市環境基本計画2030」をはじめ、分野別計画や関連計画に位置付けた各種施策を実施・推進しています  ●大気、水質、土壌などの環境基準の達成・維持のため、各種施策・調査を実施・推進しています	●「横須賀市環境基本計画2030」の計画体系に基づき、関連計画や分野別計画との整合を図りながら各種施策を進めることで、総合的かつ計画的に環境の保全及び創造が図られています  ●概ね環境基準が達成・維持されています
第3章 環境の保全及び創造に関する施策等	(環境基本計画) 第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、横須賀市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。 2 環境基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 環境の保全及び創造に関する目標 (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向 (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 3 市長は、環境基本計画を策定するときは、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を反映するよう努めるとともに、第24条第1項に規定する審議会の意見を聴くものとする。 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。 5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。	●2022年3月に「横須賀市環境基本計画2030」を策定しています ●目標、施策の方向のほか必要事項を定めています  ●現行計画の策定にあたっては、市民等への意見聴取を行うとともに、環境審議会へ諮問しています  ●2022年3月に「横須賀市環境基本計画2030」を公表しています ●計画見直しにあたり、パブリック・コメント手続を予定しているほか、2024年10月に環境審議会へ諮問しています	●現行計画に基づき、5つの基本目標の達成に向け、基本目標毎に位置付けた施策の柱に沿った施策を実施しています  ●様々な立場・分野の方から意見等を聴くことにより、総合的・実効的な計画を策定することができています  ●計画期間に合わせて遅滞なく公表できています  ●様々な立場・分野の方から意見等を聴くことにより、総合的・実効的な計画の策定や見直しが行われています
	(環境への配慮等) 第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。 2 市長は、前項の配慮を適切に実施するために、環境基本計画に基づき、市民、事業者及び市が環境の保全及び創造をするために配慮すべき事項を示した指針を策定するものとする。	●市の事務事業においても環境配慮の取り組みを促しています ●市民、事業者、開発行為等事業者に向けた環境配慮に関する指針を作成し、公表しています	●市が一事業者として率先して配慮行動を実践していることを公表することにより、他事業者等への広がりに寄与しています ●市民生活や事業活動における環境配慮が図られています
	(年次報告) 第11条 市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の実施状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、公表するものとする。	●毎年度「年次報告書」を作成し、公表しています	●市民等への情報提供とともに施策の進捗状況を把握することができています
	(総合調整等) 第12条 市は、次の各号に掲げる事項について総合的な調整を行うことにより、環境の保全及び創造に関する施策の実効的かつ体系的な推進を図るとともに、戦略的な環境施策を検討し、かつ、推進するものとする。 (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。 (2) 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある市の施策に関すること。 (3) その他環境の保全及び創造に関する施策の総合的推進に関すること。	●庁内に「環境総合政策会議」を設置し、環境に関する施策の推進に際して総合的な調整を図っています	●市全体及び関係部局での意見交換や総合調整を行うことにより、施策実施の連携・協力が図られています
	(規制の措置) 第13条 市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。	●大気・水質等において必要な規制を講じ、立ち入り検査や定期的な調査等を行っています	●環境基準の達成・維持が図られています
	(施設整備等の推進) 第14条 市は、環境の保全に資する廃棄物処理施設その他の公共施設及び良好な環境の保全と創造による快適な市民生活の保持に資する公園等の整備等を推進するものとする。	●法令等や個別計画・方針などに基づき整備等を推進しています	●廃棄物の処理施設やその他の公共施設、公園などの整備・維持管理などが図られています

環境基本条例(抄)	運用状況	実施効果
<p>(水環境の保全等)  第15条 市は、水環境の保全及び再生に資するため、次に掲げる事項に関する施策を講ずるものとする。  (1) 多様な生物が生息し、生育し、又は繁殖するための良好な水辺地の確保  (2) 人と水とのふれあいを図るための施設の整備  (3) 水質の保全及び改善に資するための下水道施設の整備及び合併処理浄化槽の普及の促進</p>	<p>●「横須賀市環境基本計画2030」などに位置付けた各種施策を実施・推進しています</p>	<p>●海岸動植物調査や河川水生生物調査、自然環境に配慮した河川改修や港湾整備、公共下水道の整備や合流式下水道の改善等により、水環境が確保されています</p>
<p>(水循環の健全化等)  第16条 市は、水循環(水循環基本法(平成26年法律第16号)第2条第1項に規定する水循環をいう。)の健全化に資するよう、流域における水の貯留及びかん養機能の維持及び向上を図るために必要な施策の実施並びに流域の管理を行うために必要な体制の整備等による関係者相互の連携及び協力の推進に努めるものとする。</p>	<p>●「横須賀市環境基本計画2030」などに位置付けた各種施策を実施・推進しています</p>	<p>●河川環境や樹林地の保全・維持管理、雨水浸透施設の整備等により、水の貯留やかん養機能の維持向上が図られています</p>
<p>(気候変動への対応)  第17条 市は、人の活動に伴って発生する二酸化炭素等の温室効果ガスが原因とされる地球温暖化を主な要因とした気候変動に対応するため、必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>●「横須賀市環境基本計画2030」などに位置付けた各種施策を実施・推進しています</p>	<p>●再エネ導入・活用や省エネ推進などの緩和策と、自然災害対策等の適応策の実施により、気候変動による被害の回避・軽減が図られています</p>
<p>(教育及び学習の振興等)  第18条 市は、市民等が環境の保全及び創造について理解を深め、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興に寄与する知識の普及等の啓発活動の推進、人材の育成及び相互交流の機会の拡充並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実を図るものとする。</p>	<p>●「横須賀市環境基本計画2030」に位置付けた各種施策を実施・推進しています</p>	<p>●各種プログラムの提供による学習の機会や場づくり、地域・学校・事業者との連携・協力の体制づくり、広報・啓発活動などにより、環境教育・環境学習の振興が図られています</p>
<p>(市民等の自発的な活動の促進)  第19条 市は、市民等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>●緑化活動や集団資源回収などの支援に努めています</p>	<p>●補助金の交付や技術的な指導・助言などが活動への支援となっています</p>
<p>(情報の提供)  第20条 市は、第18条に規定する環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条に規定する市民等の自発的な活動の促進のため、環境の状況等に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。</p>	<p>●市の環境関連事業や環境の状況に関する情報を適宜提供しています</p>	<p>●市の広報紙、ホームページ・SNSなどを通じて市民等への環境情報の提供・共有が図られています</p>
<p>(調査の実施等)  第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、環境の状況を把握するとともに、必要な調査及び研究を行うものとする。</p>	<p>●環境の状況を把握するための各種調査等を実施しています</p>	<p>●調査結果や年次報告を取りまとめ公表するとともに、施策実施等の参考としています</p>
<p>(市民等の意見の反映)  第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。</p>	<p>●パブリック・コメント手続の実施等により意見聴取に努め、市民等の意見を反映するよう努めています</p>	<p>●いただいたご意見等を精査したうえで、適切に反映させています</p>
<p>(財政上の措置)  第23条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>●必要に応じて措置を講じています</p>	<p>●必要に応じて措置を講じています</p>
<p>第4章 環境審議会  第24条 環境の保全及び創造に関する基本的事項その他必要な事項について調査審議するため、本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。  2 審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を調査審議する。  (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。  (2) 他の条例の規定によりその権限に属させられた事項  (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項  3 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。  4 審議会は、委員20人以内をもって組織する。  5 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。  6 審議会に、特別の事項を調査研究させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。  7 前各項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>●適切な審議会運営に努めています</p>	<p>●様々な立場・分野の委員からの幅広い視点による意見等を踏まえ、環境施策を実施しています</p>

# 横須賀市環境基本計画2030の 見直しについて

- 計画の位置付けと他計画との関係
- 計画策定以降の環境行政の動き
- 計画見直しの方針

# 1 計画の位置付けと他計画との関係

## 環境基本計画2030の概要

### 計画の策定根拠

環境基本条例第9条

### 計画の性格と役割

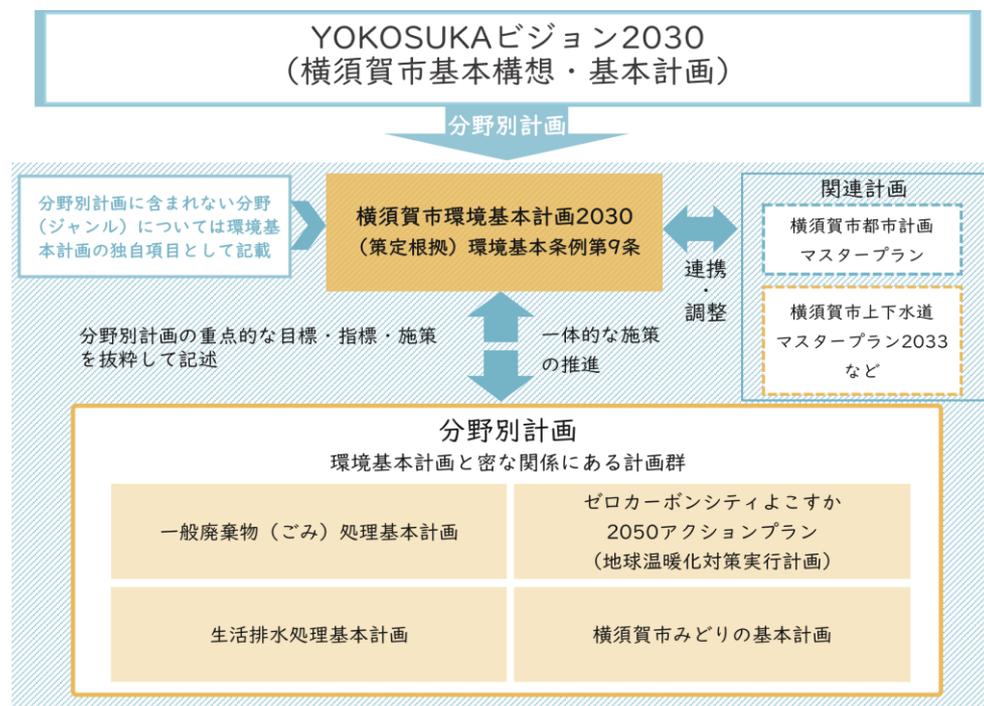
本計画において示す方向性が、環境活動に取り組む各主体の共通認識となるよう、本市の目指す環境の姿を広く示す役割を担う

### 計画の位置付け

- 上位計画「YOKOSUKAビジョン2030」(横須賀市基本構想・基本計画)の環境分野の分野別計画
- 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(環境教育等促進法)第8条に基づく行動計画として位置付け
- みどり政策、地球温暖化対策、一般廃棄物については、個別計画を策定し各種課題に対応

### 環境行政の推進にあたっては、他の個別計画との連携・調整が不可欠

⇒分野別計画における具体的な取り組みや施策を一体となって推進することにより、総合的かつ計画的に環境行政を推進



## 2 計画策定以降の環境行政の動き

### (1) 国内の動向

- 第六次環境基本計画（2024年5月閣議決定）
  - ウェルビーイング／高い生活の質、循環共生型社会
- 生物多様性国家戦略2023-2030（2023年3月閣議決定）
  - ネイチャーポジティブ、30by30目標

### (2) 横須賀市の動向

- ゼロカーボンシティよこすか2050アクションプラン
  - 削減目標見直し、指標・取り組み見直し、促進区域の検討
- 横須賀市みどりの基本計画
  - 計画期間終了に伴い新計画を策定、生物多様性地域戦略の検討
- 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
  - 基準年度の見直し、数値目標の見直し、施策の分類の見直し

# 3 計画見直しの方針

1. 各分野別計画の見直しや改定を踏まえ、他計画との整合を図る目的での部分的な見直しとしたい。

2. 見直しの対象は「第4章 基本目標の実現に向けた施策の展開」の「基本目標達成の目安となる指標」及び「施策の方向と実現に向けた取り組み」としたい。

- 2029年度（令和11年度）指標について、各分野別計画との整合を図る
- 「施策の方向」は現状維持し、実現に向けた取り組みについて、新たに記載すべき取り組みの有無などを含め記載内容の見直しを行いたい  
(個別施策については従前どおり計画の進行管理の中で確認・対応していく)

第1章 計画の基本的な考え方	第2章 横須賀市の概況と環境の変化
第3章 横須賀市がめざす環境像と基本目標	第4章 基本目標の実現に向けた施策の展開
第5章 リーディングプロジェクト	第6章 推進体制・進行管理

今回の  
見直し対象

# 計画の体系図【計画書P.30～P.31】

(環境像、基本目標、施策の柱、施策の方向、リーディングプロジェクト)

→ 計画の体系は現状維持とする



リーディングプロジェクト

# 施策の柱と施策の方向【計画書P.32～P.71】

## 2 施策の柱と施策の方向

基本目標  
**1** 人と自然が共生し、  
 ゆたかな環境に親しめるまちをめざします

### (1) 基本目標でめざす姿と指標

#### ① 基本目標でめざす姿

本市は、三方を海に囲まれ、丘陵地にみどりが残るなど、首都圏にありながら水辺やみどりの自然環境に恵まれたまちです。

これらの自然環境は、私たちのゆたかな生活を支えている多様な生物の生息・生育・繁殖の場となるだけでなく、人々が身近に自然と親しむことのできる場として本市特有の景観を作り出しており、個性ある都市イメージを形成しています。

こうした自然環境を有する一方、自然災害のリスクを低減することが重要となることから、自然の地形に沿った水系単位での治水対策を行う「流域治水」の考え方や、社会資本整備にあたり自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進める「グリーンインフラ」の考え方は、まちの防災・減災面においても、重要な役割を担っています。

また、自然環境は、多様な生物が互いにつながりあい、作用することにより、バランスを保ちながら成り立っています。しかし、利便性やゆたかさを追求した私たちの営みにより、生態系バランスが崩れ、多くの種が絶滅の危機にさらされており、結果として、自然から様々な恩恵を受けている私たちの生活にも影響が表れるなど、生物多様性の確保は世界的な課題となっています。

こうした背景から、自然環境は「市民共有の財産」であるという意識を持ち、開発や人の管理が行き届かなくなったことによる自然の質の変化や、外来生物による影響を認識するとともに、生物多様性に配慮しながら、自然環境を適切に保全・創出・活用することが求められます。

また、身近に自然とふれあうことができる場としてだけでなく、災害時には、地域の避難拠点になるなど、市民生活に関わりの深い都市公園や緑地などのオープンスペースについても、整備・管理が進められた姿を目指します。

#### ② 施策の体系

人と自然が共生し、ゆたかな環境に親しめるまちをめざします

施策の柱 1	みどりの保全・創出と活用
施策の柱 2	水辺環境の保全・創出と活用
施策の柱 3	生物多様性の保全・再生と活用
施策の柱 4	自然と調和した公園や文化的景観の保全・形成・活用

### ③ 基本目標達成の目安となる指標

見直し対象

#### 2029年度（令和11年度）指標

##### みどりの保全・創出と活用

- ・ 緑被率（みどりの総量）の維持・向上をめざします：54.5%
- ・ 近郊緑地保全区域を維持します：1,012ha

##### 自然と調和した公園や文化的景観の保全・形成・活用

- ・ 都市公園面積を維持し、適切な配置をめざします：571ha



図4-1 立石公園



図4-2 沢山池の里山



図4-3 谷戸と斜面緑地が近接した市街地



図4-4 前田川

# 基本目標達成の目安となる指標（抜粋）

## 2029年度（令和11年度）指標

### 基本目標 1

- 緑被率（みどりの総量）の維持・向上をめざします：**54.5%**
- 近郊緑地保全区域を維持します：**1,012ha**
- 都市公園面積を維持し、適切な配置をめざします：**571ha**

### 基本目標 2

- 公共施設における電気の再生可能エネルギー化を推進します：**50%**
- エネルギー消費量の削減をめざします：**2013年度比18%削減**
- 温室効果ガス排出量の削減をめざします：**2013年度比43%削減**

### 基本目標 3

- ごみの排出量を削減します：**111,222 t (2020年度比11.4%削減)**
- ごみの資源化率を向上します：**33.6% (2020年度比0.1%向上)**

### 基本目標 4

- 大気に関する環境基準を達成します(光化学オキシダントを除く)：**100%**
- 水質に関する環境基準を達成します (BOD・COD)：**100%**
- 生活排水処理率の向上をめざします：**98%**
- 騒音に関する環境基準を達成します：**100%**
- ダイオキシン類に関する環境基準を達成します：**100%**

### 基本目標 5

- 環境教育指導者登録数の増加をめざします
- 里山ボランティア加入者の増加をめざします
- 市内の小学校で自然体験学習の機会を提供します：**40校(年間5校)**
- 環境教育・環境学習のカリキュラムの充実を図ります

みどりの基本計画  
（生物多様性地域戦略）の  
指標との整合  
（みどり政策推進部会で計画改定審議中）

ゼロカーボンシティよこすか  
2050アクションプランの  
指標との整合  
（温暖化対策推進部会で計画改定審議中）

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の  
指標との整合  
（廃棄物減量等推進審議会で計画改定  
審議中）

基本目標 4、基本目標 5は  
現時点では現状維持を想定

## (2) 施策の柱ごとの方針

### 施策の柱Ⅰ みどりの保全・創出と活用

#### ■ これまでの取り組みと課題

本市には、首都圏における貴重な生態系の核となる丘陵のみどりや、斜面緑地、谷戸、里山的環境、生産緑地、市街地のみどりなど、多様なみどりが存在しています。

これらのみどりは多様な機能を有しており、二酸化炭素などの温室効果ガス吸収源や多様な生物の生息・生育・繁殖の場、人々が身近に自然と親しむことのできる場となるほか、本市特有の景観を形成するなど、重要な役割を果たしています。

これまで、市域のみどりを保全するための取り組みとして、どの場所にどれだけのみどりがあるか把握する緑被率調査を実施するほか、長坂地区などにおいて、樹林地管理や復田をはじめとした里山的環境保全・活用事業を推進してきました。

また、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める「グリーンインフラ」の概念がまちづくりへ導入されつつあり、緑化による気温上昇の抑制や雨水の貯留・浸透施設の整備による防災・減災効果などが期待され、地域の課題解決のために自然や施設・空間の持つ機能を積極的に活用することが重要となります。

今後も、みどりの保全・創出に取り組むとともに、みどりとふれあうことのできる拠点を充実させ、自然の機能を活用した都市づくりに取り組んでいくことが求められます。



図 4-5 まどまりあるみどりによる区分  
出典：横須賀市みどりの基本計画

#### ■ 施策の方向と実現に向けた取り組み

#### → 施策の方向は維持

#### 見直し対象

##### i みどりの保全を推進します

本市には、三浦半島の骨格を形成する丘陵のまどまりのあるみどりや、生産緑地、市街地のみどりなど、多様なみどりを身近に感じることができます。

これらのみどりの量を維持・向上させるために、緑被率調査などによる現状把握に努めるとともに、各種法令や制度を活用したみどりの保全を推進します。

また、短時間強雨や大型化する台風の影響による被害を防ぐために、樹林地などにおいては、安全面を考慮する必要があることから、みどりの量だけでなく、その機能や役割を発揮させることにより得られる効果である「質」を高める取り組みを推進します。

##### ii みどりの創出を推進します

市街地のみどりは、ヒートアイランド現象を緩和する機能を持つほか、都市に潤いを与え、都市の魅力を向上させる機能を担っています。

しかし、本市の市街地におけるみどりは、斜面緑地がその多くを占めており、市街地のみどりが少ないことから、今後も積極的な緑化を推進します。

緑化の推進にあたっては、既存の施設および緑化重点地区の指定を行うなど、各種制度を活用し、市民・事業者の緑化支援および民有地の緑化を推進します。

また、市が管理する公共施設についても積極的に緑化を推進します。

##### iii みどりとふれあいを推進します

多様な機能を持つみどりは、人々の心にやすらぎをもたらすほか、まちの防災や人々の健康面に寄与するなど、私たちの生活に大きく関わっています。

地域の人々のコミュニケーションの場となる公園や緑地、親水空間など身近な公共施設の整備を進め、みどりを身近に感じることのできる憩いの空間として活用するほか、自然環境をフィールドとしたエコツアーや里山的環境の保全・再生の取り組みなどを通じ、地域資源であるみどりと身近にふれあうことのできる拠点を充実を図り、人々とみどりとふれあいを推進します。

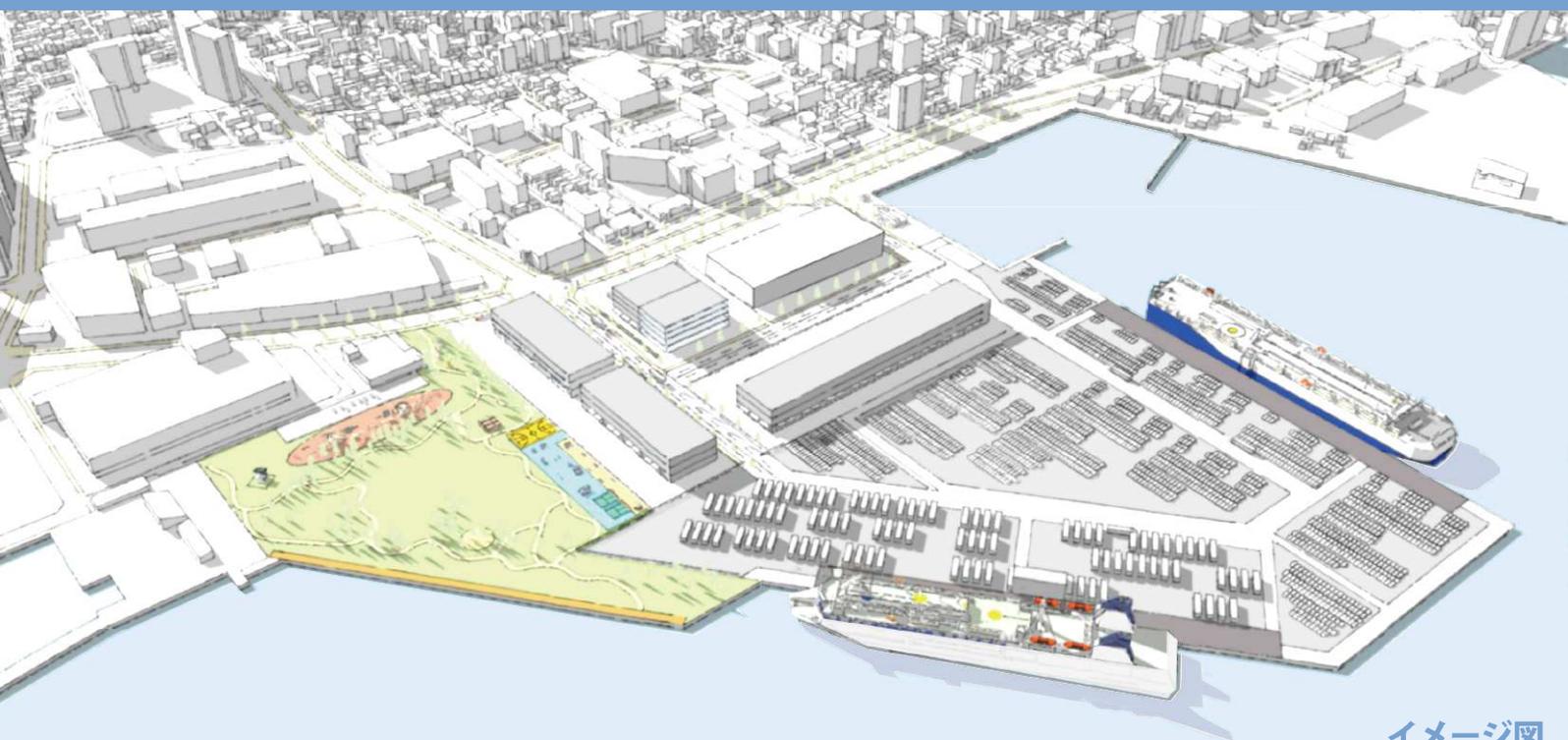
#### ■ 市民・事業者ができること（例）

- 民有斜面緑地など私有地のみどりの適正な維持管理
- 里山的環境を保全・再生・活用する活動への参加

部会等における審議状況を  
注視しながら見直しを進める



## (仮称)横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境アセスメント実施計画書のあらまし



イメージ図

横須賀市は、新たなふ頭計画の内容を決めるにあたって環境へどのように影響を及ぼすか、周辺の環境を調査した上で、将来の環境影響を予測・評価し、その結果をとりまとめ広く公表していきます。

そして、公表した結果に対する地域にお住まいの方や関係者のみなさまからのご意見を踏まえ、環境保全の観点からより良い計画を作っていきます。

なお、本事業は事業実施段階ではなく計画内容を検討している段階です。



## 環境アセスメント（環境影響評価）とは

事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して地域住民の方々などから意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。

一定の規模以上の事業は、法律や条例により、事業者に対して環境影響評価の実施が義務付けられており、本事業規模は神奈川県環境影響評価条例の対象事業となっています。

神奈川県環境影響評価条例に基づく環境影響評価は「実施計画書」「予測評価書案」「予測評価書」の3つの手続きがあり、現在は「実施計画書」の段階となっています。

### 環境影響評価手続きの流れ



現在はこの手続段階です。

#### 実施計画書

これから、実施する環境影響評価において、どのような方法で、調査・予測・評価を行うのかを取りまとめたものです。

#### 予測評価書案

実施計画書で整理した方法に基づいて、調査・予測・評価を行い、併せて、環境の保全方法を取りまとめたものです。

#### 予測評価書

予測評価書案に対し住民の皆様や審議会の意見を踏まえ、必要に応じて内容を修正したものです。

### 実施計画書の内容決定までの流れ

事業者（横須賀市）は実施計画書を作成

県は実施計画書の公告・縦覧、市は説明会の開催  
環境影響評価項目や調査方法、予測方法等について環境保全上の見地から意見を求めるために行います。

#### 審査会の意見

専門的知識を持つ委員が、実施計画書の内容の審議を行い、答申します。

#### 住民の意見

環境保全上の見地から意見がある人は意見書を提出できます。

※詳しくは p7 を参照

県から市へ実施計画書に対する審査意見書送付

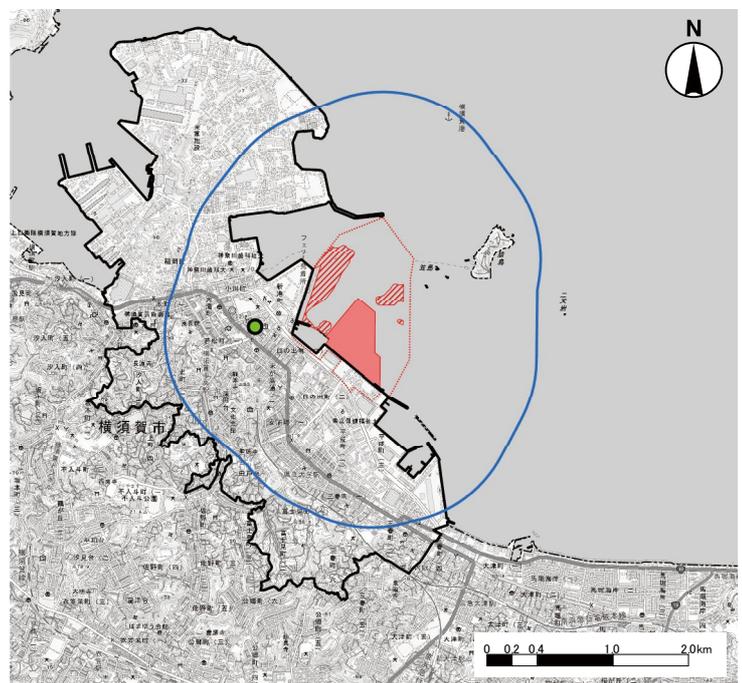
市は審査意見書の内容を尊重して、次の手続段階へ進みます。

## 実施計画書の周知を図る必要がある地域

「神奈川県環境影響評価条例」にもとづき、事業者が実施計画書の周知を図る必要がある地域（事業実施区域から1kmを包含する地域）は右図のとおりです。

### 凡例

- 事業実施区域
- 周知範囲決定のための基礎となる区域（事業実施区域周囲1km）
- 周知を図る必要がある地域
- 説明会開催場所（ヴェルクよこすか）



## （仮称）横須賀港新港地区公有水面埋立事業とは

横須賀港は三浦半島の東側、東京湾の湾口部に位置し、北は追浜地区から南は野比地区まで13地区により構成されている重要港湾です。これまで、地域産業の生産活動を支える物流基盤として、北九州地域へのフェリー基地として、人々が海を感じ親しめる場として、地域経済の発展と市民生活に大きな役割を果たしてきました。

横須賀市と北九州を繋ぐフェリー航路開設以降は、貨物量の増加と、それに伴う係留施設機能や用地不足が顕著となり、現在は非効率な運用を行っています。

東京湾口部の立地はポテンシャルが高く将来的な需要に対応するため、また将来にわたって横須賀港が地域の活力を支え、首都圏港湾機能の一翼を担う港の役割を果たすために、新港地区における公有水面埋立事業により、物流機能の再編・強化を図るものです。

- **事業の名称** (仮称) 横須賀港新港地区公有水面埋立事業
- **事業者の名称** 横須賀市
- **代表者の氏名** 上地 克明
- **対象事業の種類** 公有水面の埋立て
- **対象事業の規模** 海域部：埋立 17.2ha、浚渫 12.1ha、工事影響範囲 58.0ha  
陸上部：用途変更 2.2ha、既存改良範囲 2.8ha、工事ヤード 0.9ha

## （仮称）横須賀港新港地区公有水面埋立事業の内容

本事業では、以下のとおり海域部と陸域部で一体的に用途別に事業を計画しています。

- 埋立によりふ頭用地、港湾関連用地、交通機能用地、緑地を新たに整備します。
- 新たなふ頭には、2つの岸壁を新設します。
  - ・外貿用岸壁（延長 290m、深さ 12m）
  - ・内貿用岸壁（延長 260m、深さ 9m（耐震））
- 船の入出港に際し、船まわしなど操船する泊地の水深を確保するために、海底土砂を浚渫します。
- うみかぜ公園の一部を売却地に用途変更します。  
（新たに整備する緑地と合わせ、うみかぜ公園の全体面積は変わりません。）

分類	工事範囲	供用後の用途	面積 (ha)
海域部	埋立範囲	① ふ頭用地 <sup>注</sup>	11.4
		② 港湾関連用地（売却地）	2.8
		③ 交通機能用地（道路）	0.8
		④ 緑地	2.2
	浚渫範囲	⑤ 泊地（水深 12m）	9.4
		⑥ 泊地（水深 12m）	0.1
		⑦ 泊地（水深 9m）	2.5
		⑧ 泊地（水深 9m）	0.1
工事影響範囲	事業実施区域内の海域で、埋立範囲外かつ浚渫範囲外	58.0	
陸域部	用途変更範囲	⑨ 港湾関連用地（売却地）	2.2
	既存改良範囲	⑩ 緑地（既存改良）	2.2
		⑪ 道路（既存道路改良）	0.3
		⑫ 道路（既存駐車場改良）	0.3
	工事ヤード範囲	⑬ 既存ふ頭用地内	0.9

注：ふ頭用地は、船で運搬する貨物の荷捌きスペース及び荷物置場スペース、場内通路を予定



## 対象事業実施区域の位置



## 工事計画

工事期間は、約 15 年を計画しており、主には新港地区の外郭施設築造工事から着手し、護岸が概成した後に泊地浚渫と埋立（土砂投入）を行います。

区分	第 1 期 (1～4 年次)	第 2 期 (5～8 年次)	第 3 期 (9～12 年次)	第 4 期 (13～15 年次)
外郭施設築造 (岸壁・護岸)	■			
泊地浚渫		■		
埋立（土砂投入）		■		
基盤整備（インフラ）	■		■	
用途変更				■

## 環境影響評価項目の選定

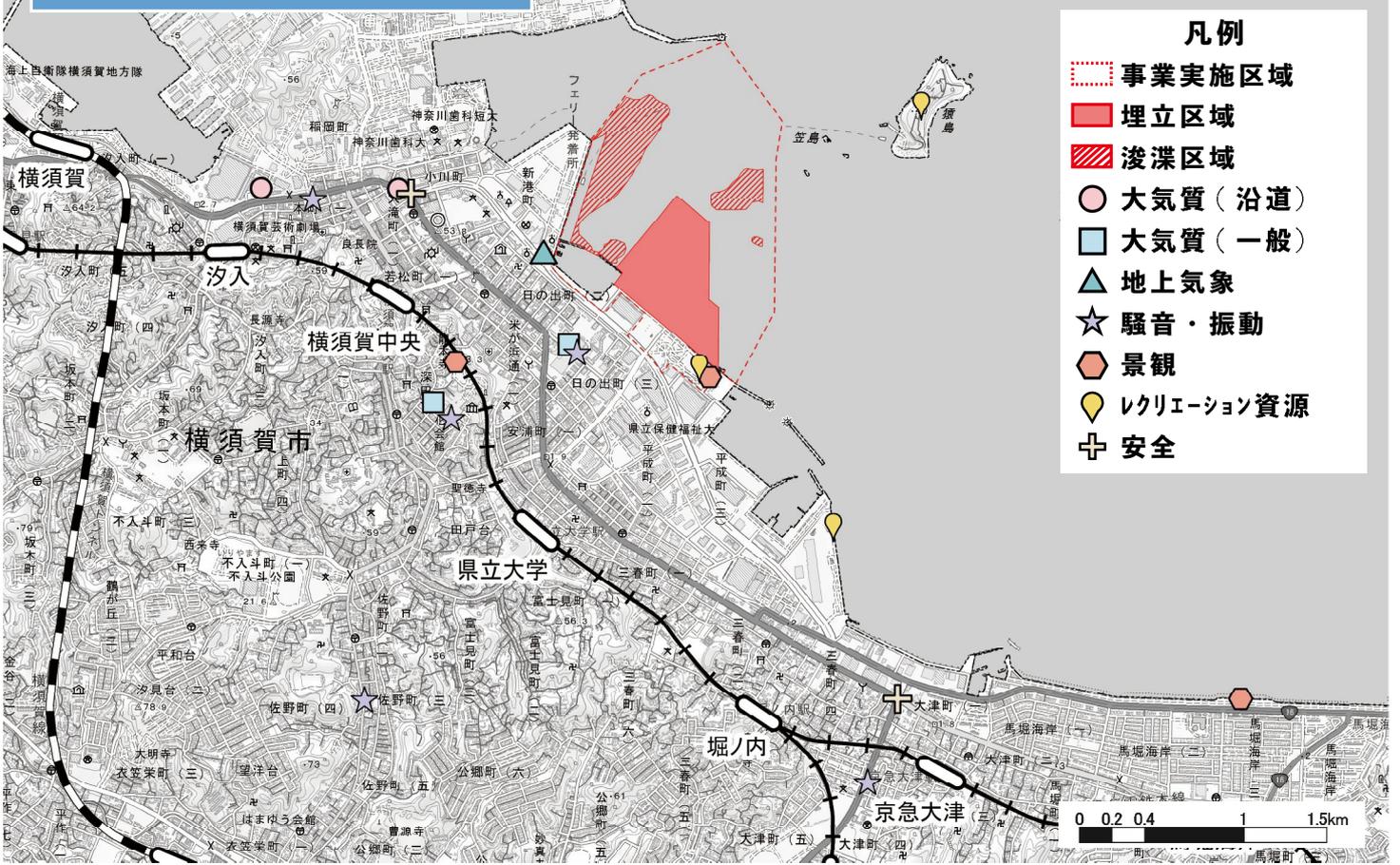
環境影響評価の項目については、事業内容等を踏まえて、次のとおり選定しました。

評価項目	評価細目		工事中			供用開始後		
			工事の護岸の注	工事の埋立の	走車の工事の用	の埋立の存在地	の施港の稼働	の車の施設の走行
大気汚染	大気汚染	二酸化硫黄					●	
		窒素酸化物	●	●	●		●	●
		浮遊粒子状物質	●	●	●		●	●
		粉じん等		●	●			
水質汚濁	水質汚濁		●	●		●		
土壌汚染	土壌汚染							
騒音・低周波音	騒音		●	●	●			●
	低周波音							
振動	振動		●	●	●			●
地盤沈下	地盤沈下							
悪臭	悪臭							
廃棄物・発生土	廃棄物		●					
	発生土		●					
電波障害	テレビジョン電波障害							
日照阻害	日照阻害							
反射光	反射光							
気象	気象							
水象	河川							
	地下水							
	海域					●		
地象	傾斜地							
	地形・地質							
動物・植物・生態系	植物							
	動物		●	●	●			
	水生生物（海生生物）		●	●		●		
	生態系（海生生物）		●	●		●		
文化財	文化財							
景観	景観					●		
レクリエーション資源	レクリエーション資源		●	●	●	●	●	●
温室効果ガス	温室効果ガス		●	●	●		●	●
地域分断	地域分断							
安全	危険物等							
	交通				●			●

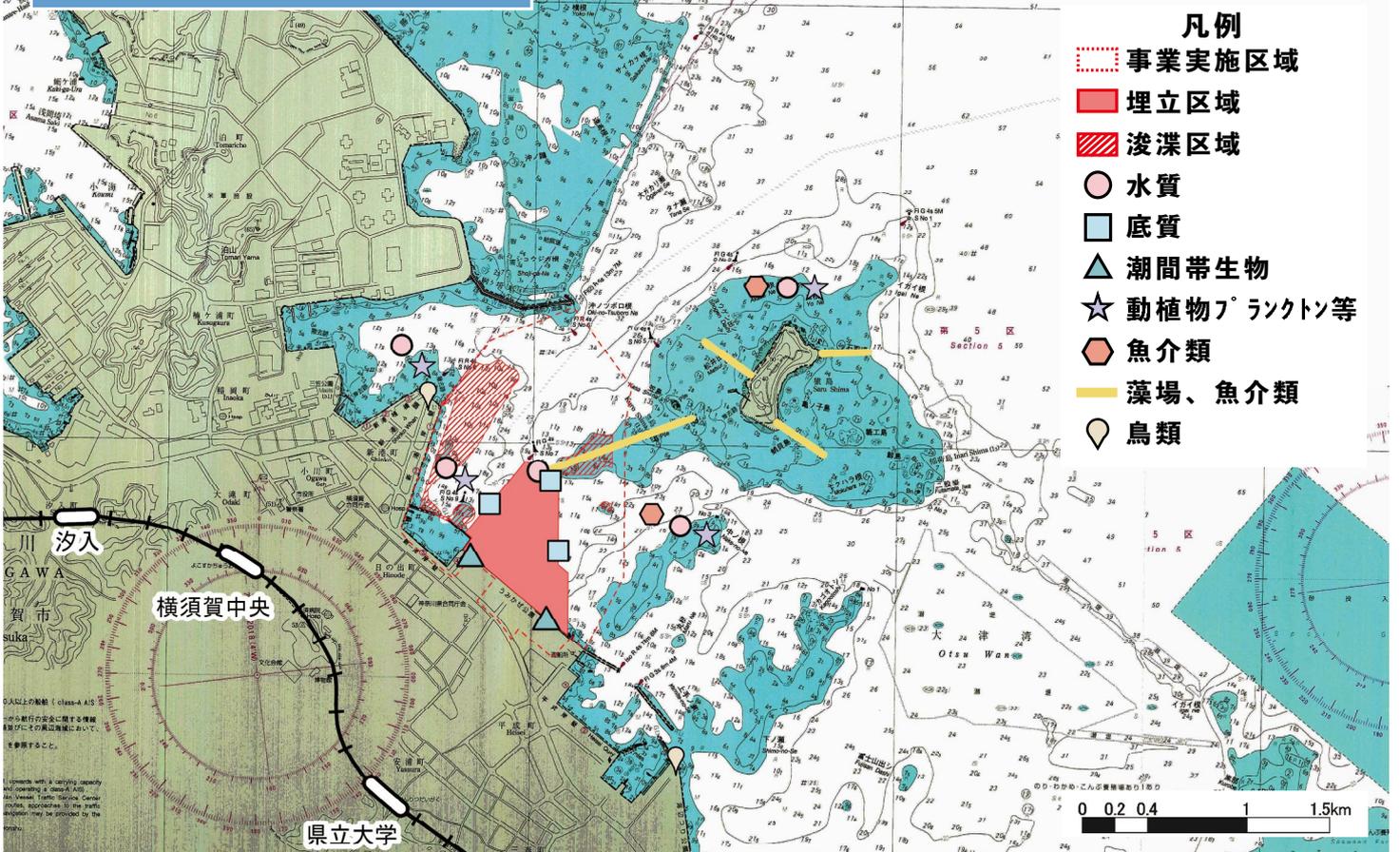
注：「護岸の工事」では、事業実施区域内の泊地浚渫工事や基盤整備工事なども含めて予測・評価を行います。

# 調査位置図

## 陸域における調査位置



## 海域における調査位置



## 調査・予測の手法

環境影響評価項目ごとの調査・予測手法の概要は次のとおりです。

調査地点は、環境影響評価の項目ごとに、予測・評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点を設定しています。

環境要素		調査の手法	予測の手法
大気汚染	気象、二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質	大気汚染物質の濃度や気象（風向、風速、日射量、放射収支量）の把握	大気質の拡散モデルによる拡散式（プルーム式及びパフ式）を用いて年平均値を予測
	粉じん等	粉じん等の把握	事例の引用又は解析により得られた経験式を用いて、季節別降下ばいじん量を予測
水質汚濁	水質汚濁	水質や底質の把握	濁り分布解析、低次生態系モデルによる予測、事例の解析による予測
騒音	騒音	道路交通騒音や通過交通量等の把握	音の伝搬理論式等に基づく予測式を用いて騒音レベルを予測
振動	振動	道路交通振動や地盤状況の把握	事例の引用又は解析により得られた経験式等を用いて、振動レベルを予測
廃棄物・発生土	廃棄物	建設副産物の発生状況等の整理	調査等に基づいた定量的な予測
	発生土	発生土の発生状況等の整理	調査等に基づいた定量的な予測
水象	水象（海域）	既往調査データの整理	多層レベルモデルによる潮流解析
植物・動物・生態系	海生生物、鳥類、生態系	海生生物や藻場の把握 鳥類の飛来状況の把握	濁り予測結果、水質予測結果等を踏まえ、海生生物や鳥類、生態系への影響を定性的に予測
景観	眺望景観	眺望点からの写真撮影等	フォトモンタージュ法等による視覚的な表現方法
レクリエーション資源	レクリエーション資源	工事計画やレクリエーション資源の利用状況等の整理	調査結果等に基づく定性的な予測
温室効果ガス	温室効果ガス	工事計画等の整理	調査結果等から二酸化炭素発生量を予測
安全	交通	方向別交通量等の把握	調査結果等から飽和交通量を予測

## 評価の手法

環境影響評価項目の評価手法は次のとおりです。

### ①国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性に係る評価

国又は地方公共団体による環境保全の観点からの施策によって、環境影響評価項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価します。

### ②環境影響の回避又は低減に係る評価

事業の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減され、若しくはその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価します。

## 実施計画書の縦覧について

### 実施計画書の縦覧場所

- 横須賀市市政情報コーナー / 横須賀市役所 2 号館 1 階
- 神奈川県環境課（環境影響審査グループ） / 神奈川県庁新庁舎 4 階
- 神奈川県情報公開広聴課横浜駐在事務所 / かながわ県民センター 2 階
- 神奈川県情報公開広聴課川崎駐在事務所 / 川崎県民センター東館 2 階
- 神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター / 横須賀合同庁舎 3 階 環境部環境課
- 神奈川県県央地域県政総合センター / 厚木合同庁舎 1 号館 3 階 環境部環境保全課
- 神奈川県湘南地域県政総合センター / 平塚合同庁舎 2 階 環境部環境調整課
- 神奈川県県西地域県政総合センター / 小田原合同庁舎 3 階 環境部環境保全課

### 実施計画書の縦覧期間

令和 7 年 1 月 31 日（金）～ 3 月 3 日（月） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日祝日を除く）

### 実施計画書のインターネットによる公表

- 横須賀市 港湾部 港湾整備課ホームページ  
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/5830/assessment.html>



QRコード

## 実施計画書説明会の開催場所及び日時

説明会開催場所：ヴェルクよこすか 6 階ホール

【1 回目】

令和 7 年 2 月 23 日（日） 18：00～20：00

【2 回目】

令和 7 年 2 月 25 日（火） 19：00～21：00

※1 回目、2 回目とも同じ内容ですので、ご都合のよい時間にご参加下さい。  
お車でご来場される場合は、市役所北口駐車所をご利用下さい。（説明会の時間は無料処理します）



## 意見書の提出について

実施計画書に対し、環境保全上の見地からの意見のある方は意見書を提出できます。

- (1) 提出方法：郵送又は持参
- (2) 意見書（様式）：縦覧場所にて配布  
（様式によらずとも、(5)にある記載事項をみれなく記載すれば任意の用紙でもかまいません）
- (3) 提出期限：令和 7 年 3 月 3 日（月）まで（必着）
- (4) 提出先：〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1 神奈川県環境農政局環境部環境課
- (5) 意見書の記載事項（以下のア～ウは必ず記載してください。）
  - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所  
（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）
  - イ 対象事業の名称
  - ウ 実施計画書についての環境保全上の見地からの意見

### ご質問・お問合わせ先

横須賀市 港湾部 港湾整備課 〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町 11 番地  
TEL：046-822-9966 FAX：046-826-3210